

事 務 連 絡

令和2年9月4日

市内施設・事業所 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

事業所等との契約等の場面における、十分な聴覚障害者とのコミュニケーションについて（依頼）

日頃から、本市障害福祉行政に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、聴覚障害者のコミュニケーション支援の観点から、川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下、「センター」という）を通じて手話通訳者や要約筆記者を派遣する仕組みを整え、本市及びセンターのホームページで周知を図っているところです。

障害福祉サービス事業者等においても、契約等の場面において障害特性に配慮することが基準省令、基準条例等で求められております。聴覚障害の方と十分なコミュニケーションをとるために、センターを通じての手話通訳者等の派遣事業を御活用ください。

なお、派遣事業の対象は、川崎市に居住する聴覚障害者（ろう者・難聴者・中途失聴者）であり、又、聴覚障害者に関わる方からの申込みも可能です。利用に際しては、所定の「手話通訳者派遣申込書」をセンター窓口へ提出（FAX、郵送可）するか、電話での問合せが必要です。

詳細は右記ホームページの案内を御覧ください。<http://www.joubun.net/dispatch.html>
センターのホームページアドレスは右記のとおりです。 <http://www.joubun.net/>

（事業者指導担当）

電話 044-200-0082

FAX 044-200-3932